



第14回IPアドレス指定事業者連絡会

# JPOPM6におけるコンセンサス 事項の実装について

2004年10月7日

(社)日本ネットワークインフォメーションセンター  
IP事業部

JPOPM6 = 第6回 JPNICオープンポリシーミーティング



# 本資料でご説明する内容

- コンセンサス事項の説明
- 実装内容の説明
- 指定事業者への影響
- スケジュール



# JPOPM6コンセンサス概要

1. JPNICにおけるポリシー策定プロセス
2. 運用責任者の定義
3. 歴史的経緯を持つPIアドレス情報の認証強化
4. IPv4アドレスの初回割り振り基準・最小割り振りサイズの変更

それぞれについて、JPOPMの結果の要約と実際の適用方法についてご説明いたします。



# 1. JPNICにおける ポリシー策定プロセス

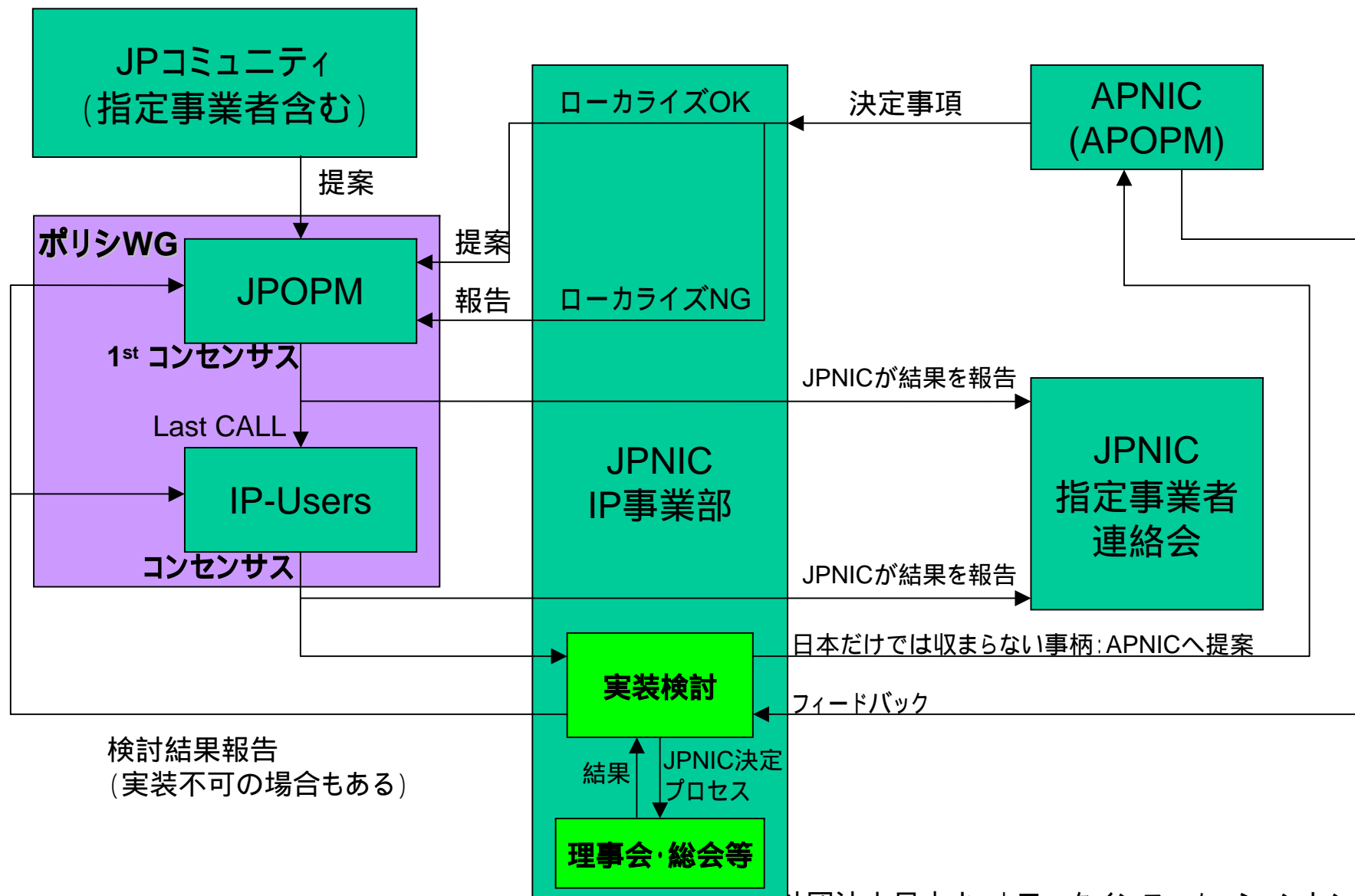


## JPOPM6コンセンサス事項

- 今までのIPアドレスポリシー策定プロセスにおいて不明確であった点を明確にした。
  - コンセンサス形成のプロセス
  - コンセンサスの基準
- これらの点を明確にした文書「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」を策定し、JPNIC文書として施行する。



# プロセス概要図





## 実装内容

- 「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」(添付)をJPNIC文書として新設、施行します。
  - 2004年10月中旬 Web上で公示
  - 2004年11月中旬 施行



# 指定事業者への影響

- 業務に影響を与える可能性のあるポリシー新設、改廃の提案、議論はオープンポリシーフォーラムで行われます。
  - オンサイトフォーラム = JPNICオープンポリシーミーティング (JPOPM)
  - オンラインフォーラム = ip-usersメーリングリスト
- オープンポリシーフォーラムでのコンセンサスを受けた具体的な実装内容(フォーム、手続きの変更点、スケジュール等)については、今まで通り指定事業者連絡会でご説明いたします。

指定事業者の皆様へのオープンポリシーフォーラムへの参加をお願いいたします。





# Q&A

(JPNICにおけるポリシー策定プロセス)





## 2. 運用責任者の定義



## JPOPM6コンセンサス事項

- JPNICデータベースにおけるネットワーク情報中の m.[運用責任者] として登録できる担当者を、以下のよう  
に定義する
  - 「原則としてその割り当てられたネットワークに関する判断ができる担当者を登録することが望ましい。ただし、正当な理由がある場合は、その担当者  
と連絡が取れる人を登録してよい」
- m.[運用責任者] の項目は、当面「公開情報連絡窓口」として読み替え、今後項目名を  
変更する方向で検討する
  - (注)次ページ以降でご説明しますが、項目名は「管理者連絡窓口」へ変更する方向で準備  
します。

# 従来からの変更内容 [運用責任者]

- 従来
  - 「割り当てられるIPアドレスを使用する組織の責任者で、申請組織の役員、構成員または従業員から選任される。～割り当てられるIPアドレスの使用その他JPNICとの関係にかかわる一切の事項に関して、組織を代表し、または代理する責任がある」
- 今後
  - 「JPNIC WHOISデータベース上、当該IPアドレスの割り当てを受けたネットワークについての連絡窓口(管理者連絡窓口)。組織を代表して当該ネットワークに関する責任を持つ担当者が記述されるが、正当な理由がある場合は、担当者と連絡が取れる方でもよい。」



# スケジュール

- 関連文書を以下のスケジュールで変更します。
  - 2004年10月中旬 Web上で公示
  - 2004年11月中旬 施行
    - 「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」
    - 「IPアドレス割り当て報告申請フォーム (IPアドレス管理指定事業者ネットワーク用)」
    - 「IPアドレス割り当て報告申請フォーム (ユーザネットワーク用)」
    - 「IPアドレス割り当てにおけるJPNIC審議申請フォーム」
- 項目名変更は**2005年3月下旬**の次期レジストリシステム稼動時に変更します。



## 指定事業者への影響

- [運用責任者] に記入する担当者は、正当な理由あれば割り当て先組織から選任せず、指定事業者で代行してもよい
  - もちろん代行しなくてもよい。
  - 「正当な理由」の判断は、指定事業者に一任
    - JPNICが代行の理由を確認することはありません。
- 次期レジストリシステム(2005年3月)では[運用責任者]の項目を[管理者連絡窓口]へ変更する予定です。

# Q&A

(運用責任者の定義)





### 3. 歴史的経緯を持つ PIアドレス情報の認証強化





## JPOPM6コンセンサス事項

- 歴史的経緯を持つPIアドレスについて、更新権限の明確化、認証の強化を行う。
- (参考)
  - 以下のPIアドレスに関するJPOPMへの提案事項に関してはコンセンサスが得られておりません。
    - 使用されていないPIアドレスの回収
    - PIアドレスのLIR(指定事業者)への移管



## 実装内容(予定)

- 対象となるPIアドレス割り当て先組織への対応
  1. JPNICで、PIアドレス用規約を作成します。
  2. JPNICから、PIアドレス割り当て先組織へコンタクトします。
  3. 正当な資源の割り当て先であることを確認するため、確認書の締結を行います。
  4. 情報更新にあたっては、ID/パスワードによる認証を導入し、割り当て先組織が更新権限を持ちます。
  5. 確認書の締結が行われない場合、当該ネットワーク情報の更新を凍結します。



## 実装内容(続き)

- 「確認書」の内容
  - 正当な割り当て先であることの宣言や、規約を守って運用することへの同意などを盛り込むことを想定して作業中
- PIアドレス利用規約
  - 「歴史的PIアドレス」の定義、使用条件等

# JPNIC 準備状況と今後のスケジュール

- 現在の準備状況
  - 「確認書」、PIアドレス利用規約のドラフト作成、リーガルチェック
  - 対象となるPIアドレスと、その割り当て先組織、連絡先の洗い出し
  - レジストリシステム側の対応準備
- スケジュール
  - 今年中に、PIアドレス割り当て先組織にコンタクト開始
  - 2005年1月上旬に改訂版ドキュメント公開
  - 2005年1月から、ID/パスワードの送付開始
  - 2005年3月下旬を目処に情報更新凍結



## 指定事業者への影響

- PIアドレスのネットワーク情報変更の有資格者が変更になります。
  - (従来)
    - 当該情報に登録されている運用責任者または技術連絡担当者、またはIP指定事業者
  - (変更後)
    - 確認書を締結した組織 (ID/パスワードの発行を受けた組織)
    - 更新を凍結されたネットワーク情報は、IP指定事業者経由でも更新できません。
      - そのような依頼を受けた場合、JPNICへご連絡いただくか、割り当て先組織からJPNICへ連絡するようお願いください。



# Q&A

(歴史的経緯を持つPIアドレスの認証強化)





## 4. IPv4アドレスの初回割り振り基準・最小割り振りサイズの変更



## JPOPM6での報告・確認事項

- IPv4アドレス初回割り振り基準を以下のように変更する
  - 既に/23を使用しているか、または直後に使用することを証明でき、かつ、
  - 1年以内に/22を使うことを証明できる
- IPv4アドレスにおける最小割り振りサイズを/20から/21へ変更する





# 実装内容とスケジュール

- 前頁のスライドの内容の通り実装します。
- 本件に関する以下の改定文書を10月中旬にWeb上で公示します。
  - JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー
  - IPアドレス割り振り / 返却申請手続きについて
- 11月中旬を目処に、改定文書を施行します。
  - 最小割り振りサイズの変更・初期割り振り基準の変更は、文書施行日以降に受けた割り振り申請(初回・追加とも)に適用します。
    - 施行日以前に受けた割り振り申請は、施行日以前の基準(つまり現行基準)に従って審査、割り振りを行います。



## (既存) 指定事業者への影響

- 追加割り振り時の最小割り振りアドレスサイズが、現行の/20から/21へ変更となります。
  - 今まで同様、最小割り振りサイズを超える割り振りを希望される場合は、需要の裏付け資料の提出をお願いいたします。



# Q&A

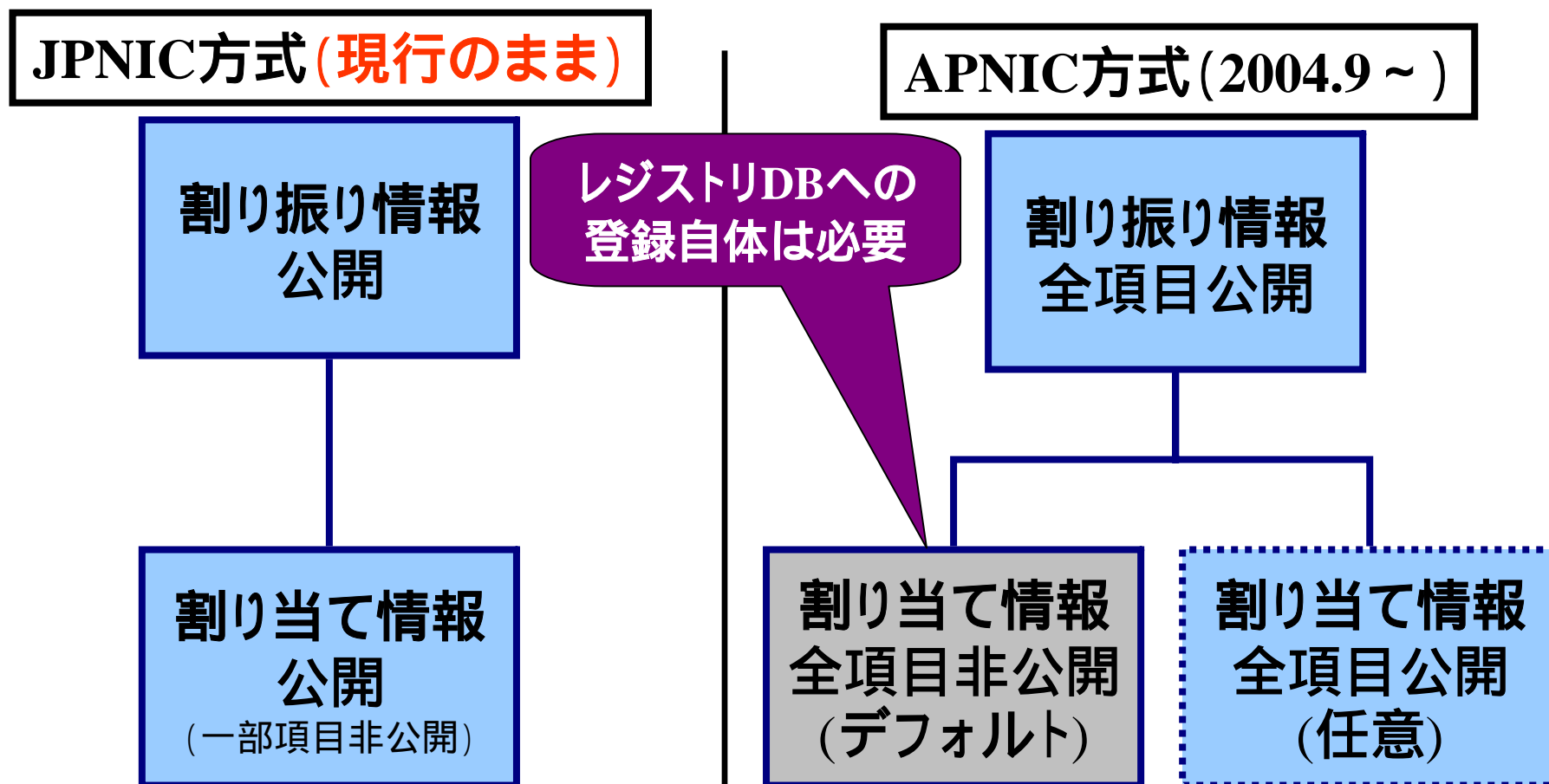
(IPv4アドレスの初期割り振り基準・  
最小割り振りサイズの変更)





## 5. その他

# JPNIC 割り当て情報の非公開について



JPNICでは新システム導入後に  
この方式となります

PIアドレス、及びNIR管理下の  
アドレスは非公開対象外(公開)

# Q&A (全般)

